**ホームヘルパーを**

**利用していただくために**

* **ホームヘルパーの役割**

利用者の方が、安心して日常生活が送られるよう、自立支援を目的にお世話をいたします。できることはご本人に、できないところをヘルパーがお手伝いいたします

* **ホームヘルパーの仕事**
* **身体介護　利用者本人の、身体に関する次のお世話をします**

食事介助 ・ 入浴介助 ・ 排泄介助 ・ 衣服の着脱介助 ・

身体の清拭 ・ 体位変換 ・ 服薬管理の支援 ・ 通院（市内） ・

****買物などの介助、等

* **家事援助**
  + - 1. **調理**

******利用者のための食事の調理、配膳、食事の後片づけ、食品の管理を行います**

****

**利用者以外の家族の調理は含まれません**

* + - 1. **洗濯**

**利用者の日常的な衣類の洗濯取り込み、整理などを行います**

**利用者以外の家族の洗濯は含まれません**

****

****

* + - 1. **掃除**

**利用者が日常生活で使用している居室、台所、トイレ、浴室などの掃除を行います**

****

**日常生活で使用していない居室の掃除は行いません**

**年末の大掃除（窓ガラス、換気扇、電気器具の掃除など）普段行わないような掃除は含まれません**

* + - 1. **買物**

**日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う**

**金銭管理には十分注意し、常に利用者に確認を得ながら行いま**

**す。（レシート等での釣銭の確認をお願いいたします）**

* + - 1. **薬の受け取り等**

**病院などへの薬の受け取りや、市役所などへの事務的な手続きなどを行います。**

* **相談助言　日常生活での相談、助言を行います**

**ヘルパー業務に関してのご理解とご協力をお願いいたします**

* 医療行為、金融機関への預入・引出行為はできません。
* ヘルパーに対するおもてなし行為（金品・飲食など）はご遠慮しています。
* ご利用者様からの特定のヘルパー指名はできません。
* 通院、買物などの付添介助にヘルパーの車は使用できません

****

**【お問合せ先】**

美濃加茂市社会福祉協議会

社協総合相談センター　訪問介護グループ

電話　０５７４―２３―０７１１